

拒否ニ決シ後書質一対シ就業ヲ諭シタルニ依然、�書中ナリ
右及申(通)報候也

6. 1. 30

券
第
二
一
七
號

券
第
二
一
七
號

昭和六年一月二十六日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社會局長官 吉田茂 殿

日本信託株式会社大森工場労働争議ニ関スル件(第三報)

要旨
一、労働争議の解決に努力を為す者復職を以て拒絶シタルニ更ニ大森工場労働争議委員会名義ニ於テ労働者ノ復職
ニ生テ得ル改善ノ要請等ヲ提出シテ引續キ交渉中ナリ
二、會社ハ二十三日付命令者ニ對シ解雇通知ヲ為シタリ

日本信託株式会社ノ労働争議ニ関レテハ既報ノ通りナルヲ其後
ノ状況左ノ通り

記

大森工場